

指定施設（博物館相当施設）の指定要件び提出書類について

条文		項目	指定要件	提出書類	具体例・備考(基準を満たすことが 確認できれば別の書類でも可)	設置者 チェック	岐阜県 チェック	
法施行規則第23条第1項		-	-	博物館相当施設指定申請書				
法施行規則第23条第2項第1号		-	-	施設の運営に関する規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の施設の運営上必要な事項を定めたもの	規則の写し			
法 施 行 規 則 第 2 3 条 第 2 項 第 2 号	法施行規則第24条第1項第1号		設置者が法第19条第1項の規定により登録を取り消され、2年を経過しない者でなく、かつ設置する施設について法第31条第2項の規定により指定を取り消され、2年を経過しない者でないこと	誓約書（参考様式）	※地方公共団体は不要			
	法施行規則 第24条第1項 第2号	指定要綱第3条第1項第1号	資料の収集、保管及び展示並びに資料に対する調査研究を行う体制	資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって指定施設を運営する体制を整備していること	施設運営の基本的な方針を示した書類及び当該方針の公表方法を示した書類	規則、年報、事業報告書、施設の収支計算書等 基本的運営方針が公表されていることがわかる書類（ホームページの写し等）		
		指定要綱第3条第1項第2号		基本的運営方針に基づく資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、資料を体系的に収集する体制を整備していること	資料の収集及び管理の方針を示した書類	規則、年報、事業報告書等		
		指定要綱第3条第1項第3号		資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する資料の目録を作成し、当該資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること	資料の目録	※当該施設が保有している資料を示す書類であれば足り、必ずしも詳細な情報や画像等を付すことを求めるものではない		
		指定要綱第3条第1項第4号		一般公衆に対して、所蔵する資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する資料若しくは借用した資料による展示を行う体制を整備していること	展示、学習機会の提供、調査研究等の事業の計画又は実績を示す書類	規則、年報、事業報告書等		
		指定要綱第3条第1項第5号		単独で又は他の博物館若しくは諸施設と共同で、資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること				
		指定要綱第3条第1項第6号		資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること				
		指定要綱第3条第1項第7号		研修に職員が参加する機会が確保されていること	職員への研修の実施計画又は実績を示す書類（国や都道府県等が実施する研修に職員を参加させる計画又は実績を含む）			
	法施行規則 第24条第1項 第3号	指定要綱第3条第2項第1号	職員の配置	指定施設の管理運営を行うことができる館長が置かれていること	館長の氏名、職務内容及び経歴を示す書類	職務経歴書（参考様式）		
		指定要綱第3条第2項第2号		学芸員に相当する職員が置かれていること	学芸員に相当する職員の氏名、職務内容及び経歴を示す書類	職務経歴書（参考様式）		
		指定要綱第3条第2項第3号		指定施設の運営に必要な職員が置かれていること	職員の名簿及び職務分担を示す書類、組織図			
	法施行規則 第24条第1項 第4号	指定要綱第3条第3項第1号	施設及び設備	資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること	建物及び土地の図面 建物及び土地の保有形態（当該施設の設置者が自ら所有しているか又は他の主体から借用しているか）を示す書類 建物及び土地を借用している場合は、当該借用条件を証明する書類	建物及び土地の全部事項証明書 ※発行から概ね6ヶ月以内のもの、写しも可 貸借契約書(写)		
		指定要綱第3条第3項第2号		防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること	防災及び防犯の観点から対応している事項を示す書類	消防計画、危機管理マニュアル、消防設備等点検結果報告、関係業務の契約書(写)、関係設備配置図面等		
		指定要綱第3条第3項第3号		指定施設の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること	多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類	参考様式 当該箇所の写真、位置図		
		指定要綱第3条第3項第4号		高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他指定施設の利用に困難を有する者が指定施設を円滑に利用するための配慮がなされていること				
		法施行規則第24条第1項第5号		一般公開	一般公衆の利用のために当該施設及び設備を公開すること	施設の公開状況（利用対象者を制限していないか）がわかる書類	規則、パンフレット等	
	法施行規則第24条第1項第6号		開館日数	1年を通じて100日以上開館すること	開館日数又は開館予定日数が確認できる書類	規則、パンフレット等		

- 【注意事項】
- ・基準を満たすことが確認できれば、具体例に示されたもの以外の書類を提出しても差し支えない。
 - ・1つの資料で複数の事項が確認できる場合(規則、年報、事業報告書等)には、各項目に該当する箇所がわかるよう付箋等で対象のページを示したうえで提出すること。